

令和4年11月4日（金曜日）

## ◎荒川区



### 区章

#### 1、区の概要（令和3年1月現在）

- ・面積：10.16 km<sup>2</sup>
- ・人口：216,535人 ・世帯数：117,153世帯 ・児童人口：29,005人
- ・令和4年度一般会計予算：1,071.6億円

荒川区は、23区の北東部に位置する東京都の特別区で、区の北東部には隅田川が流れ、東西に細長く北側の区境は隅田川に沿っていて、ほぼ低地で平坦であるが、日暮里地区の一部は山手台地となっている。東西には都電が走り、下町情緒あふれる街。

都心への交通利便性が高く、駅前を中心に高層マンションも増え、近年の人口は増加傾向だが、コロナ禍に入ってから微減している。平成7年に最小の176,886名を記録したが、その後は増加に転じ、平成22年以降は20万人を超え、令和3年1月現在では216,535人となっている。

夜間人口191,163人に対して、昼間人口は夜間人口の0.963倍になり、他区と比べると昼夜間人口の変動は少ない。

現在は工場跡地を活用した大規模な再開発や公園整備が行われ、特に南千住地区の再開発は延面積で東京都第1位の再開発規模である。これに伴い、大規模なマンションの建設ラッシュが続いているため、ファミリー層を中心とした人口流入が見られる。加えて、地価も急上昇し、近年の住宅地地価の上昇率は東京都第1位となっている。

#### 2、視察先

荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）

#### 3、視察内容

<子ども家庭総合センター（児童相談所）>

荒川区の子ども家庭総合センター（児童相談所）は、令和2年7月に23区では3番目に設置した施設であり、児童相談所の機能を持つ。子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく専門の相談機関として妊娠中の方や18歳未満の子どもとその保護者が対象となる。

杉並区では、平成28年7月に児童相談所の設置に関する検討委員会を設置し、児童相談所の設置に向けた検討を進め、令和3年9月に令和8年度に区立児童相談所を設置することを決定したため令和2年に23区で3番目に開設した荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）を視察した。

#### 4、荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）の概要と特徴

設置場所：東京都荒川区荒川一丁目50番17号。区役所から徒歩3分、荒川警察署の真裏に設置。

荒川区では、「未来社会の守護者である子どもを自分たちで守る」とし、これまで以上に子どもや家庭に対する切れ目のない相談体制を整備するために、令和2年4月に「子ども家庭総合センター」を開設し、同年7月に児童相談所業務を開設。

## 5、主な事業

保護者からの相談と子どもからの相談。児童福祉司、児童心理司、医師、保健師などの専門家スタッフが相談にあたる。

里親制度：様々な理由により保護者と一緒に生活することができない子どもを、家族の一員として家庭に迎える「里親制度」を推進している。

ショートステイ：保護者の病気、出産、育児疲れ等により、中学3年生までの子どもの養育が一時的に困難となった場合に、宿泊又は日帰りで利用できる。

電話相談窓口：24時間365日利用可能な電話相談窓口を開設。通話は無料。

## 6、視察先挨拶

〔荒川区議会議長挨拶〕

区長会の会長であった西川区長が、国に掛け合い決まった。議会では、区の負担が大きく懸念の声があったが、区長主導の下、団結して設置を行った。かなりの数の児相に視察に行った。新潟市に視察に行った時の縁で、区内弁護士が児相に交代で常駐してくれた。

人材の確保と育成が重要なので区に要望した。職員を他の児相で研修させた。できるだけ家庭的な雰囲気を作って欲しい。まずは、財源を都に要望したが、23区同時であれば考えるということで、財政調整基金を少し上げただけにとどまった。今後、他区と連携して進めていきたい、都に進言していきたい。

〔荒川区副区長挨拶〕

23区内で子どもが亡くなった事件があり、当区の子どもを守るという思いが強く児相設置を決心した。世田谷区や江戸川区が4月に開設したが、慎重に進めるべきということで荒川区は7月に開設した。開設にあたって議会の後押しがあったことが大きい。議会からの要望で弁護士は常駐することが望ましいのだが、現場に合った弁護士を確保することが難しい。開設してみて感じることは、地域社会との距離が縮んだ感じがある。町会や社会教育団体との交流が増えた。庁内で部課の垣根を越えて人事異動しているので横の繋がりが強い。これまでは一つの問題を都を含め数か所で解決していたものが一つの所で解決できるようになったことが一番大きい利点。

課題：

- ・人材の確保、福祉職を育てるのに時間がかかるが即戦力を必要としている。
- ・財源、負担は大きい。財調0.1%増。23区で力を合わせて都に要望していきたい。

最後に、子どもたちの命を守るのが、我々の最重要の課題だと考えている。

〔杉並区保健福祉委員会挨拶 新城せつこ副委員長〕

当区では2026年に区立児相開設に向けて進めているところであり、しっかり視察させて頂く。

委員紹介：脇坂 たつや、川原口 宏之、松浦 威明、  
山田 耕平、ひわき 岳、藤本 なおや、  
武井子ども家庭部長、三浦児童相談所設置準備担当課長、  
久保井区議会事務局次長事務代理。



## 7、荒川区子ども家庭総合センターの運営体制について

管理職は、所長、支援調整管理監兼一時保護担当部長、以下、副所長及び相談担当課長、そして東京都や横浜市で児相長を経験し、任期付きで招聘した児童心理専門監の計5名体制で行っている。

管理は、管理係（建物や予算を管理）、児童福祉係（児童福祉司23名、ケースワーカー在籍）、在宅支援係（従来の子ども家庭支援機能、ケースワーカー在籍）、児童心理係（児童心理司8名が在籍）、一時保護係（保育士、児童支援員22名が在籍）、総勢82名体制で運営している。

## 8、相談受付状況と内訳

令和2年度は、1,228件、3年度は、1,186件、月に100件程度の相談が寄せられている。内訳の多い順では、ご家族・親戚、警察、近隣・知人の順となっている。

18歳未満の人口は約3万人であり、約4%の割合となっており、他の児相では、1~2%であり、その内の43%が身体的・心理的虐待となっている。他区では50%~70%となっている。

## 9、一時保護の状況と内訳

一時保護所の定員は10名。東京都や他区の児相と相互利用のための協定を締結し他地区の児童も受け入れている。令和2年度46名、3年度90名、平均保護日数は36.3日。法的には2カ月まで可能。

## 10、一時保護所施設間取り

個室部屋は、8帖~10帖。リビング・ラウンジではTVを見たりゲームをしたりする場所。食堂は、男女共通で緩やかに男女が交流できるようにした。事務所はガラス張りとなっている。学習室も完備している。個別指導も行っている。体育館は、通常の半分くらいで身体を動かすことができる。

一時保護児童は、着の身着のまま来所するので、あらゆる種類の衣服を用意している。失敗談として、衣服納入業者に色々な色の服を用意して欲しいと伝えたら、施設の子と判明してしまうような派手なトレーナーが納入されたので、ユニクロや西松屋などの自然な柄のものを要望した。

イベントを大切にしている

クリスマス、ハロウィン、浴衣を着て夏祭りや運動会などのイベントを多く行っている。

### 1 1、保護児童の1日の生活について

基本的には学校には行けないので午前中は学習をしている。午後は、テレビを見たりゲームをしたりしている。通学ができるお子さんも中にはいて、母親が入院しているなど養育困難な状況で一時保護所に入る場合は、学校に通っても親の奪還などの心配はないので、状況によって登校させている。令和4年度に入ってから小学生で4名、高校生で2名、通学している。学校に通学する場合には帰宅時間などのルールを設けているが、高校生はなかなか難しい。

### 1 2、職員の勤務体系

職員の休みは規定通りとれている。夜勤は週に1回程度で翌日は休み、その翌日も休み。次の日は日勤というローテーション。

### 1 3、質応答疑

#### 質問1：児童虐待対策の推進と児相設置の効果について

区立小学校や中学校、幼稚園、保育園は区の組織であり、区内警察に関しても普段から連携が取れているため、都が児相を行っていた時よりもやりやすい。



#### 質問2：運営関連費と財源確保の状況について

年間の運営関連費は、約9億円。内5億円が措置費、一時保護した時の経費で他は、人件費や水道光熱費などの諸経費。措置費については、国から半額約3億円補助される。都からは直接的な歳入はほぼない。

#### 質問3：人材育成と確保の状況について

当区の職員は、開設前に様々な場所に研修に行ったが、児童福祉法上SV（児童福祉司スーパーバイザー）を設置しなければならず、ケースワーカーは5年以上の経験がある者、児童心理は10年以上の経験がある者が必要であり、都のOB等を見相設置前から5年の任期で招聘している。SVは係長以上が就任するという内規があるので繋ぎが難しい。その他の資格保有者を見つけるのも困難。若い職員については、徐々に経験を積んで順次育てていきたい。

#### 質問4：今後の展開と課題について

区の見相が設置されて、小学校の教師から在宅か一時保護か、という判断を理解されない困難なケースもある。区の見相と学校が密に連携して対策を取ることが必要と考えている。

**質問5：児童虐待を防止することに一般区民ができることについて**

189（児童相談所虐待対応ダイヤル）やキッズサポートダイヤルに直ぐに通報して欲しいということを常に広報している。区が裾野を広げることが重要と考えている。

**質問6：高校生の昼食はどのようにしているのか**

衛生基準などの問題があり、コンビニなどで手配している。

**質問7：警察署が近くにあるがその利点などは**

荒川警察署の真裏に施設があり、密に連携している。近隣も安心している。

**質問8：保護される家庭の環境の特徴と家庭に返す親御さんに対する支援とは**

親からの虐待は半分以下、身体的虐待より自ら家庭から離れてくる。親元に返す時には、親の状況を把握し、署名もしてもらう。児童福祉指導を週一で行っている。親の指導には苦慮している。親御さんを指導しなければ減らないと考え、大人の相談所となっている。

**質問9：施設は8帖～10帖と広めですが、どのような経緯なのか**

都の基準と受入不可がないように収容人数に余裕をもたせるため。

**14、所感**

施設の立地条件に関して、荒川区立子ども家庭総合センター（児童相談所）は、荒川区役所から徒歩3分という場所にあることから、区役所関係各課の手続きなど、迅速な対応が取れるメリットがある。加えて、荒川警察署が真裏であることから、地域の住民が児童相談所に対しての不安が払拭される。場所が確保できれば、区役所関係各課及び警察との迅速な連携が欠かせないことから施設の場所は重要であると感じた。その点、当区が確保している場所は比較的、区役所も警察署からも近いことから警察と区との迅速な連携も可能であり、最適な距離ではないかと思う。

施設の構造に関しては、導線の工夫や入所保護児童が心を落ち着かせて安らぎを与えられるような空間作りが重要である。

職員の育成と確保について、現時点で区は、東京都立児童相談所及び世田谷区児童相談所に、福祉職及び心理職を派遣しているが、今後予定している児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、事務職等の職員を計73名、一時保護所には、児童指導員、保育士等の職員を計30名、合計103名を配置するとしている。しかし児童福祉法上SVを設置しなければならず、ケースワーカーは5年以上の経験がある者、児童心理司は10年以上の経験がある者が必要であることから、職員の人材確保・育成が当区でも課題である。また、他区も児童相談所を設置することが予想されることから、東京都のOBなど経験者の雇用要請も早めに行わなければならないと感じる。

また、地域における見守り機能を強化するため、町会や保育園、児童館、医療機関、区内の児童養護施設、乳児院等との連携を密に深め、問題が起きた時の為に、対応マニュアルを作成する必要があると感じた。加えて、地域住民からの情報収集も不可欠なことから、189などの通報手段の周知を

区民に徹底することが重要と考える。

最後に、児童虐待などの防止については、行政機関だけでなく、普段からの地域の協力なくして解決できないものと考え、今後の地域コミュニティの在り方を議会でも再検討していく必要があると感じた。

